

建設専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町 合併協議会

協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
16	020503010101	都市計画	公園使用料	6	佐久市・臼田町が実施しており市町村間で差異がある。	合併時、新市において統一した新たな条例を制定する。	<p>佐久市の公園使用料は、昭和53年より改訂されておらず、今回料金改定を行う</p> <p>【街区公園・近隣公園・地区公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第7条第1号から第5号、同施行令第12に規定するもの(市道路占用料徴収条例による) 行商、募金、出店(1,000円/1箇所・1日) 業として写真又は映画の撮影(1,000円/1箇所・1日) 興業(3,000円/1箇所・1日) 展示会、集会、その他催し(2,000円/1箇所・1日) その他市長が必要と認めたもの(その都度市長が定めた額) <p>【総合公園・特殊公園及び照明使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐久市の例による <p>【公園に施設を設け又は管理する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第2条第2項、同法施行令第4条に規定するもの(500円/1平方メートル・1年) <p>* 都市公園とは都市計画区域内における公園、都市計画外であっても地方公共団体が設置した都市計画施設で条例に定める必要がある。 * 参照資料(P3 公園一覧表)</p>
28-5	010503010103	都市計画	各種都市計画プラン策定	7	佐久市・臼田町で策定されているが、新市の計画を策定する必要がある	都市計画法に基づき、合併後2年以内に都市計画マスタープラン及び都市計画道路整備プログラムの策定を行う	合併後2年以内に浅科村・望月町を含めた新市の都市計画区域、準都市計画区域、用途地域の指定の策定を行う
28-5	010503020102	都市計画	都市公園維持管理	8	4市町村で実施しているが、禁止行為、委託方法及び委託先に差異がある。	合併時、禁止行為については新たに統一した条例を制定し、委託方法及び委託先については現行どおりとする。	<p>禁止行為は、佐久市の例を基本に統一する。(禁止行為：破損汚損、竹木伐採・採取、土地形質変更、鳥獣捕獲・殺傷、張り紙・貼り札、広告表示、立入禁止区域への立入、指定場所以外への車の乗入・駐車、動物を引き連れ、迷惑物品を携帯しての入園、公園目的外使用。)</p> <p>合併後2年以内にできる限り一本化した委託方法及び委託先の調整を図る。</p> <p>【委託先状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐久市・ 榛名平公園(佐久市薬草研究会) 他公園(佐久市振興公社) 臼田町・ コスモタワー(業者) 他公園(シルバー) 浅科村・ 泉公園(矢島泉を守る会) ふるさとの森公園(シルバー) 望月町・ 若駒児童公園(シルバー) ジリノ木公園(シルバー) 布施温泉公園(望月町振興公社 H16より)
28-5	010503020107	都市計画	遊歩道維持管理	9	佐久市・臼田町・望月町で実施しているが管理先に差異がある	合併時、現行どおりとする	<p>合併後2年以内にできる限り一本化した管理先の調整を図る。</p> <p>【委託先状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐久市・ 信濃路自然歩道(直営) 双子山登山道(直営) 志賀越遊歩道(直営) ふるさと自然のみち(直営 便所は地元) 臼田町・ 広川原地下湖遊歩道(業者) 海から一番遠い地点遊歩道(直営) 望月町・ 春日溪谷滝巡り遊歩道(財産区 町) 大河原峠～將軍平(山小屋関係者 遭対協)

協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
16	020504020103	住宅	公営住宅駐車場使用料 保証金	10	4市町村が実施しているが、使用料金 保証金に差異がある。	合併時、新市において統一して実施する。	・使用料 近傍同種の駐車場の使用料を限度とし市長が定めるものとする。1台当たり 2,000円/月 ・保証金 駐車場使用料の3ヶ月分 ・保証金は、現入居者からは新たに徴収しない、合併後は佐久市の例により使用料の3ヶ月分を徴収する。
22	010505070101	下水道	小規模集合排水処理施設整備計画	11	望月町が単独で策定している。	合併後 1年以内に生活排水処理基本計画に基づき小規模集合排水処理施設整備計画を策定する。	・生活排水処理基本計画は、公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水処理、個別排水、コミュニティプラント 合併処理浄化槽の基本となる計画
22	010505070201	下水道	特別会計(小規模集合排水処理施設整備事業)	12	望月町が特別会計で実施しているが、今後公営企業会計への移行を図る必要がある。	合併時、現行どおりとし、新市において、公営企業会計に移行していく。	・概ね 5年以内に調整を図り公営企業会計に移行する。 ・経営の原則により 下水道事業(公共下水道、農業集落排水、個別排水処理、小規模集合排水処理)は、地方財政法上の公営企業とされており その事業に伴う諸収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されている。
22	020505010102	下水道	指定工事店登録等手数料(公共下水道)	13	佐久下水道組合(佐久市・臼田町) 浅科村、望月町で手数料が異なる。	合併時、右記の調整案の詳細の例により統一する。	・排水設備確認手数料 (400円) ・指定工事店の指定 (10,000円) ・指定工事店の指定の更新 (5,000円) ・指定工事店証の再交付、書換え交付 (2,000円) ・責任技術者の登録 (3,000円) ・責任技術者の登録の更新 (3,000円) ・責任技術者の登録の再交付、書換え交付 (300円)
22	030505040104	下水道	農業集落排水事業地元負担金	14	4市町村が実施しているが内容に差異がある。	合併時、既存施設については現行の内容を尊重し、右記調整案の詳細のとおりとする。	・現在、農業集落排水事業は佐久市(上平尾地区)のみ実施しており平成17年度(予定)の上平尾地区の完了をもって事業完了の予定である。 ・完了(予定)地区の負担金については、4市町村の例により現行どおりとする。 ・佐久市の集落排水施設に新規に加入する者は、佐久市は事業完了時に地元負担金の精算は完了しているので地元組合に納入する。 ・佐久市以外の町村に新規に加入する者は、地方自治法224条により新市に負担金を納入する。 ・新規加入者の公共マスの設置については、自己負担で設置した後にしゅん工検査を受け新市に寄付採納してもらう。 ・新規事業計画地区は、負担金を工事費の30%で徴収する。 * 参照資料(P4 農業集落排水地元負担金の調整)
22	030505060101	下水道	小規模集合排水処理施設整備事業地元負担金	15	望月町が単独で実施している	合併時、右記調整案の詳細のとおりとする。	・現在、藤巻地区で実施しており 工事については完了している。 ・負担金については、65万円とする。 ・新規に加入する者は、地方自治法224条により新市に負担金を納入する。 ・新規加入者の公共マスの設置については、自己負担で設置した後にしゅん工検査を受け新市に寄付採納してもらう。 ・新規事業計画地区は、負担金を農業集落排水事業と同じ工事費の30%とし徴収する。 * 参照資料(P5 小規模集合排水処理施設整備地元負担金の調整)

各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。